

【令和3年3月】

公益財団法人新潟県下水道公社発注による
機械設備修繕工事等に係る安全管理特記仕様書

第1条 工事中の安全確保

1 安全指針等の遵守

受注者は、「機械設備工事一般仕様書（日本下水道事業団）」第130条から第137条により、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

2 稼働中の施設内工事の安全確保・事故防止対策

受注者は、稼働中の施設内工事である場合は、安全確保・事故防止対策を講じるとともに、以下のことを実施しなければならない。

- (1) 酸欠等のおそれがある既設人孔、槽内、その他地下構造物に出入りする場合、有毒ガス、酸素欠乏空気等の有無を事前に調査し、退避計画の作成を行うこと。
- (2) 薬品、ガス使用施設及び汚泥乾燥設備等に隣接する場合、当該施設を事前に調査し、運転中に事故に備えた退避計画の作成を行うこと。

3 第三者の立入り防止措置

受注者は、工事現場に工事関係者以外の者の立入りを禁止する場合、ロープ等により囲うとともに、立入り禁止の標示をしなければならない。

4 関係機関との連絡

受注者は、所轄警察、消防署、労働基準監督署等の関係機関及び関係者と緊密な連絡をとり、工事中の安全を確保しなければならない。

5 安全優先

受注者は、工事における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。また、作業に従事する者に対しては、十分な安全教育を行わなければならない。特にクレーン等の吊上げ設備の運転、電気設備等については、関連法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

- (1) エアレーター吊り上げ装置などの特殊装置等を使用する場合は、当該機械設備等の取扱説明書を熟読の上、作業手順書を作成し、始業前点検等の安全管理に十分に留意して作業すること。

第2条 爆発及び火災の防止

1 一般事項

受注者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合には、関係法令を

遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発物による災害の防止の措置を講じなければならない。

2 可燃物の取扱い

(1) 受注者は、塗料用溶剤や可燃性ガスを含むエアゾール製品等を使用し工事する際は安全データシートで危険性等を十分確認し、火気の使用を禁止する旨の標示を行なうこと。また、可燃性ガスの滞留を防止する為に送風機等で十分に換気を行なうこと。

(2) 作業中は可燃性ガスの測定を行い、許容値を超えた場合は作業を中止し原因ガスの排除を実施すること。

3 喫煙

受注者は、発注者の許可のもと使用人等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

第3条 事故発生報告

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員及び消防署、警察署、労働基準監督署等の関係機関への通報しなければならない。

第4条 交通安全

- 1 浄化センター内の管理道路は制限速度20kmを遵守すること。
- 2 積載物の落下等により路面を損傷、あるいは汚損することのないようにすること。